## 埼玉県農林技術推進調整会議設置要綱

昭和38年7月10日 決裁 平成27年4月10日 最終改正

(設

第 1 農林業に関する試験研究の総合的な調整を図るとともに、農林行政と試験研究との 連携を緊密にして、農林施策の効率的な推進を期するため、埼玉県農林技術推進調整会 議(以下「調整会議」という。)を置く。

(任 務)

- 調整会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。 第 2
  - (1) 試験研究の基本的な方針の決定に関すること
  - (2) 試験研究の総合調整に関すること
  - (3) 試験研究と農林行政及び普及指導との連携に関すること
  - (4) 試験研究の課題設定及び評価に関すること
  - (5) 各部局間との共同研究等に関すること
  - (6) その他目的達成に必要な事項

(組 織)

- 第3 調整会議に委員を置く。
- 2 委員は、農林部副部長、農林部関係課長、農業大学校長並びに農業技術研究センター 所長、副所長、茶業研究所長、水産研究所長及び寄居林業事務所長をもって組織する。

(委員長)

- 第4 調整会議に委員長を置く。
- 2 委員長は、農業政策課を担当する農林部副部長の職にある者をもって充てる。
- 委員長は、会務を総理する。 委員長は、調整会議で審議された事項について、必要に応じて農林部長に報告するも のとする。

(会 議)

- 第5 調整会議は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集し主宰する。
- 2 農業大学校長、農業技術研究センター所長、茶業研究所長、水産研究所長及び寄居林 業事務所長は、必要に応じて会議に職員を立ち会わせることができるものとする。

(技術連絡員会議)

- 第6 農林行政と試験研究との緊密な連絡調整を図るため、調整会議の下に技術連絡員会 議を置く。
- 技術連絡員会議は、農林部関係課長、農業大学校長、農業技術研究センター所長、茶 業研究所長、水産研究所長及び寄居林業事務所長が推薦する者をもって組織する。
- 技術連絡員会議は、農業政策課長が招集し主催する。

(庶

調整会議の事務は、農業政策課において行うものとする。 第 7

(雑

この要綱に定めるもののほか、調整会議の設置に関し必要な事項は、調整会議に諮 第8 って委員長が定める。

附 則

- この要綱は、平成15年5月15日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月28日から施行する。
- この要綱は、平成17年5月10日から施行する。
- この要綱は、平成21年5月 7日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月14日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月15日から施行する。 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。